改正の次に別表として次の二表を加える。

別表一（第二条関係）

特定改造自動車の種別	車両重量
1　揮発油を燃料とする乗車定員10人以下の乗用自動車	703キログラム未満
	703キログラム以上828キログラム未満
	828キログラム以上1,016キログラム未満
	1,016キログラム以上1,141キログラム未満
	1,141キログラム以上1,266キログラム未満
	1,266キログラム以上1,391キログラム未満
	1,391キログラム以上1,516キログラム未満
	1,516キログラム以上1,641キログラム未満
	1,641キログラム以上1,766キログラム未満
	1,766キログラム以上1,891キログラム未満
	1,891キログラム以上2,016キログラム未満
	2,016キログラム以上2,141キログラム未満
	2,141キログラム以上2,266キログラム未満
	2,266キログラム以上
2　軽油を燃料とする乗車定員10人以下の乗用自動車	1,016キログラム未満
	1,016キログラム以上1,141キログラム未満
	1,141キログラム以上1,266キログラム未満
	1,266キログラム以上1,391キログラム未満
	1,391キログラム以上1,516キログラム未満
	1,516キログラム以上1,641キログラム未満
	1,641キログラム以上1,766キログラム未満
	1,766キログラム以上1,891キログラム未満
	1,891キログラム以上2,016キログラム未満
	2,016キログラム以上2,141キログラム未満
	2,141キログラム以上2,266キログラム未満
	2,266キログラム以上
3　液化石油ガスを燃料とする乗車定員10人以下の乗用自動車	703キログラム未満
	703キログラム以上828キログラム未満
	828キログラム以上1,016キログラム未満
	1,016キログラム以上1,141キログラム未満
	1,141キログラム以上1,266キログラム未満
	1,266キログラム以上1,391キログラム未満
	1,391キログラム以上1,516キログラム未満
	1,516キログラム以上1,641キログラム未満
	1,641キログラム以上1,766キログラム未満
	1,766キログラム以上1,891キログラム未満
	1,891キログラム以上2,016キログラム未満
	2,016キログラム以上2,141キログラム未満
	2,141キログラム以上2,266キログラム未満
	2,266キログラム以上
4　揮発油を燃料とする道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第２条の軽自動車であって貨物の運送の用に供するもの	703キログラム未満
	703キログラム以上828キログラム未満
	828キログラム以上
5　揮発油を燃料とする道路運送車両法施行規則第２条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	1,016キログラム未満
	1,016キログラム以上
6　揮発油を燃料とする道路運送車両法施行規則第２条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン超2.5トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	1,266キログラム未満
	1,266キログラム以上1,391キログラム未満（変速装置の方式が手動式以外のものにあっては、1,266キログラム以上）
	1,391キログラム以上1,516キログラム未満（変速装置の方式が手動式以外のものを除く。）
	1,516キログラム以上（変速装置の方式が手動式以外のものを除く。）
7　軽油を燃料とする道路運送車両法施行規則第２条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	